

## 【刑 法】

**問題** 次の事例における甲、乙および丙の罪責を論じなさい（特別法違反に関しては不問とする）。

- (1) 経済的に困窮した甲は、やはり経済的に追い詰められていた友人の乙および丙を誘い、3人で自分の知人である資産家Xの自宅にその留守を狙って忍び込み金目の物を奪う計画を立てた。甲は、X宅付近の地図や住宅内の見取り図を作成し、さらにXがその妻Yと2人暮らしであること、2人の生活パターンから見て、ある曜日のある特定の時間帯には留守の確率が高いことなどを乙と丙に教えた。
- (2) 上記の計画を実行する当日になって甲は、「自分はX夫妻に顔を知られているし、また経済的に困窮していることも知られているので、後々疑われるのは間違いなく自分である」と怖気付き、3人で取り決めた集合場所に行かなかったが、乙と丙に恨まれたくはなかったので、携帯電話のメールを使って乙に対して「自分のせいで犯行が発覚してお前と丙が捕まると悪いから、自分は犯行に加わるのを遠慮するよ」と送信した。
- (3) メールを受信した乙は、怒りを覚えて、甲に対して「言い出したのはお前ではないか。お前が来ないと不安だ。すぐに約束の場所に来い」と返信したが、甲は乙からのメールを無視した。30分ほど待ち合わせ場所において乙と丙は、甲を待ったが、甲が来る気配もないので、お金に困っていたため、相談の上、甲からの情報を頼りに自分たちだけでX宅に忍び込むことにした。そして、甲の情報に基づいて留守の確率が高いとされたその日の夜10時頃、歩道に面したX宅の塀をよじ登って同宅敷地内に入り込み、さらに浴室の窓を壊して同宅内部に忍び込むことに成功した。そこで、計画どおりに手分けして乙は1階で金目の物を探し、丙は階段を上がって2階を探すこととした。
- (4) 乙は、1階台所にて食器棚の引き出しの中を探っていたところ、留守と思っていたにもかかわらず在宅していたXに見つかってしまい、同人に「お前は誰だ。泥棒、人殺し」と大きな声で騒がれたので、「このままだと隣家の人や外の通行人に気付かれてしまう」と考え、咄嗟にたまたまテーブルの上にあった果物ナイフをつかみ、それをを用いてXの腹部を3回にわたって突き刺し、さらに逃げようとして身をひるがえしたXの背部を3回突き

刺した。同人が床に倒れて動かなくなったのを見て、急に怖くなって2階にいる丙に黙って慌ててX宅から逃げ出した。

- (5) 乙は、X宅から逃げ出して、約10分後、約1キロメートル離れた場所で、たまたま付近を巡回中の警察官Zとぶつかりそうになり、その様子を不審に思った同人から「ちょっと待ってください。そんなに慌ててどうしましたか」と質問された。「たったいま人を殺害してきたばかりであり、このような質問に答えていると自分たちの犯行が発覚してしまうのではないか」と焦った乙は、Zにいきなり殴りかかり、怯んで倒れ込んだ同人の上半身に馬乗りになってその顔面を殴り続け、同人に全治1ヶ月の怪我を負わせてその場から立ち去った。
- (6) 乙が台所でXに見つかってしまったのと同じ頃、丙も、留守宅であると思っていたにもかかわらず2階寝室のベッドにてYが就寝しているのを発見した。しかし、丙は、どうしても金品を手に入れたかったため、寝ている同人に近付き、同人の上半身に馬乗りになって、その口元を右手で強く押さえつけ、さらに左手で喉元を押さえつけて、「騒ぐと殺すぞ。俺の言うとおりに黙って金を出せ」などと強い口調で申し向けると、苦しさのあまりYが寝室内にある鏡台の方を指差したので、ベッドから降りてその鏡台のある場所に行き、その引き出しから現金約100万円を見つけ出し、それを上着のポケットの中にしまい込んだ。丙は、現金を手にしたことに満足し、そのまま寝室から出て行こうとしたが、「Yをこのままにしておく、自分の顔を見られているので、後で自分たちの犯行であることがバレてしまう。いっそのこと殺してしまおう」と考え直し、再びYの側に立ち戻り、ベッドの上でぐったりとしていた同人の頸部を両手で強く圧迫し窒息死させようと思い、再びその上半身に馬乗りになり両手で頸部を絞めたところ、同人から激しく抵抗されたため、ベッドから落ちて床に転倒してしまった。その一瞬の際にYは、2階ベランダから助けを求めようとして、ベランダのガラス戸を開け手すりから身を乗り出したところ、勢いが付き過ぎてそこから転落し、地面に顔面を強打し頸部骨折のため即死した。
- (7) 丙は、Yが転落したことに慌ててしまったが、階下に降りて同人の側に近寄って同人の死亡を確認した後、あらためて2階寝室に戻って鏡台の引き出しの中を探し、さらに外国製の腕時計（時価200万円相当）を発見するに至り、これも上着ポケットの中に収めた。
- (8) その後、丙は、階段を降り、1階にいると思っていた乙に「帰ろう。そっちはどうなった」と声をかけたが返事がなかったので、「あいつは勝手に先に帰ったんだ」と考え、あえて1階内部・台所に立ち入って探そうとはしないで、1人で玄関から逃走しようと思って玄関に行った際、玄関先に

ポリタンクに入った灯油が置かれているのに気付いた。そこで丙は、「最近のDNA鑑定は凄いらしい。髪の毛や汗の痕跡からでも誰がやったのか、犯行が特定されてしまう」と考え、自分たちの犯行を完全に隠蔽してしまうために、そのポリタンクを寝室に運んで、灯油をベッドを中心に室内中に散布した上で、部屋の中にあった雑誌を手にとって寝室の入口に戻り、日頃所持していたライターでその雑誌に点火し、火が付いた雑誌を室内に投げ込んだところ、ベッドを初め次々と火が家具類に燃え移り、火は室内に燃え広がった。

- (9) 寝室が燃え上がったのを確認した丙は、急いでX宅を後にした。火は同宅全体に燃え広がり、同宅は全焼した。焼け跡からXの焼死体が発見されたが、後の鑑定の結果、Xの死因は、腹部を刺されたことによる失血死ではなく、火災によって発生した煙を大量に吸い込んだことによる一酸化炭素中毒死であることが判明した。